

資 料

釜山射撃場事件をきっかけで見た 韓国法院における事業者の刑事責任

北川 佳世子
金貞娥（김정아, キム・ジョンア）

- I はじめに
- II 自然犯に関する事業主の刑事責任
- III 行政刑法犯に関する事業主の刑事責任
- IV 結論

前記

本稿は、2011年2月から2012年2月の間、韓国の司法府から日本に派遣され、早稲田大学大学院法務研究科外国人研究員として、日本の刑事司法制度を調査・研究された金貞娥氏（現韓国ソウル南部地方法院判事）が執筆したものである。彼女の来日中に、韓国旅行中の日本人観光客らが巻き込まれた釜山射撃場の火災死傷事件に対する韓国大法院の判決が出たのを新聞報道で知った際に、企業の事業活動に伴って生じた事故や違反行為に対する韓国の刑事司法実務の動向を彼女に尋ね、それをまとめていただいたのが本稿である。

金氏が調査・作成したIからIVを読むと、同種の事件に対する韓国と日本の刑事司法実務の異同点が明らかになる。

まず、IIの自然犯に関する事業主の刑事責任、いわゆる刑法上の管理監督過失の分野（とくに大規模火災事件や建物崩壊事件）では、韓国においても、法人処罰の特別規定のない自然犯（刑法犯）については法人は不処罰である点、企業の経営責任者に個人的な管理監督過失の存在を理由に業務上過失致死傷罪の成立を認める点、事前に業務分担が明確であれば監督責任は否定される点などはわが国と同様であるが、わが国においては、経営責任者の過失は、他の関

係者（例えば、現場責任者や直接担当者など）の過失との競合（過失の同時正犯）として構成されるのとは異なり、韓国においては、経営責任者その他の関係者は過失の共同正犯となるということであり、同国では地位や役割、業務内容が共通でなくても広く過失の共同正犯を認める論理を採っていることが推察される。

つぎに、Ⅲの行政刑法犯に関する事業主の刑事責任に関しては、法人処罰に関する解釈論は日韓類似である反面、韓国においては両罰規定に関する憲法裁判所の違憲判断が出ている点が最も注目に値しよう。とくに、わが国においても、両罰規定は、一般に「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、〇〇条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する」という形式で規定されているが、最大判昭和32年11月27日刑集11巻12号3113頁および最判昭和40年3月26日刑集19巻2号83頁によって、「但し、右行為者の当該違反行為を防止するため相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、その限りでない」といったような明文の但書がない場合であっても、過失推定説を採ることが判例上承認されている。これに対して、韓国においては、憲法裁判所によって、純（真正）過失説が承認され、しかも、その趣旨の明文がない法律は違憲であり、合憲的限定解釈として許容されるものではないことが、以下の金論文に示されている。（北川佳世子）

I はじめに

2009年11月14日、釜山所在のある射撃場で火事が発生した。これによって、15人が死亡し、1人が重傷を負うなど重大な結果が発生した。死亡者のうち10人は韓国に旅行に来ていた日本人であった。その後、射撃場を経営する法人の代表取締役である被告人Aと射撃場の管理人である被告人Bが業務上過失致死傷の罪⁽¹⁾で起訴された。この事件については、2010年6月7日に、被告人らに対して各禁錮3年に処する内容の第1審判決が宣告された（釜山地方法院2010고합（ゴハプ）162）。被告人側及び検察側の双方が控訴したが、2010年11

（1） 韓国の刑法第268条は「業務上過失・重過失致死傷」について「業務上過失または重大な過失によって人を死傷させた者は5年以下の禁固または2千万ウォン以下の罰金に処する」と規定する。

月24日に第2審判決が控訴を棄却し（釜山高等法院 2010노（ノ）450）、被告人側が上告したところ、2011年4月14日にこれを棄却する大法院の判決が宣告された。この事件での争点の一つが、被告人Aに刑事責任を認めることができるかに関する問題だった。

ところで、事業主（自然人、法人）の刑事責任に関して論ずる際には二つの場面が区分される。一つは殺人、業務上過失致死罪などいわゆる自然犯に対する処罰の場面であり、もう一つはいわゆる行政刑法の領域での罰則規定による処罰の場面である。

以下では、それぞれの場面における韓国での論議状況と大法院及び憲法裁判所の判断などに関して概観することとする。

II 自然犯に関する事業主の刑事責任

自然犯に関する事業主の刑事責任の問題は、法系別、国家別、時代別にその立法政策的状況によってそれぞれ異なる姿を見せている⁽²⁾。

韓国の場合、自然犯については法人事業主の刑事責任は認めていないが、自然犯の中で業務上過失死傷罪に関しては一定の要件を満たした場合、法人の構成員である個人、主に代表取締役などに対する同罪の成立を認めている。以下で、具体的な事例をいくつかの法院の判例を通じて見ることにする。

1. 業務上過失致死傷罪を認めた事例

- (1) 「三豊百貨店崩壊事件（大法院 1996年8月23日 宣告 96도 1231判決）⁽³⁾」

いわゆる「三豊百貨店崩壊事件」というのは、1995年6月29日午後6時直前

-
- (2) 例えば、アメリカの場合、企業に対する殺人罪の適用に関する判例の態度は1970年代半ばを境界にして大きく変化した。すなわち、1970年代前半までは法人に対して直接的な殺人罪を適用することに慎重であったが、その後は積極的に肯定する姿勢を見せている。詳しい内容は、임석원（イムソクウォン、韓国刑事政策研究員）「法人の犯罪能力認定のための新しい解釈の必要性」刑事政策研究18巻3号（71号、2007、秋号）。

- (3) この事件に関する内容は次の資料を参考にした。

①韓国民族文化大百科，韓国学中央研究院，<http://terms.naver.com/entry.nhn?docId=796000>

②이상익（イサンイ）「災難管理法解説」月刊法制通巻第453号（1995）。

にソウルの瑞草洞所在の三豊百貨店が、手抜き工事などが原因で崩壊し、従業員と顧客らが多数死傷した事件である。

(a) 崩壊の原因と経過及び結果

三豊百貨店は当初ショッピングセンターとして設計されたが、その後安全性に対する精密な構造診断なしにデパートとして設計変更されて、1989年に完成した地上5階、地下4階、そして屋上の附帯施設から成る建物である。ところで、この百貨店では、その後も無理な拡張工事が随時に進行されたため、事故が発生する数ヶ月の前から割れ目など崩壊のおそれがあったにもかかわらず、デパート側は、根本的な対応ではなく応急措置でしか対応していなかった。とくに事故が起きた当日の午前には、5階で深刻な崩壊の兆しが現われたものの、経営陣は会議の結果、営業を続けながら補修工事をすることに決めた。当時その建物の中には1000人を越える顧客と従業員らがいた。結局、当日の午後6時直前に5階が崩れ始めて、建物はおよそ20秒間で完全に崩壊した。この事故によって死亡者501名、負傷者937名、行方不明者6名の人命被害が発生した。

(b) 起訴の内容及び裁判の結果

この事故後、三豊百貨店の会長のほかデパートの関係者や公務員など、延べ25人が起訴された。

裁判の結果、建物の崩壊の原因は、建築計画の策定、建築設計、建築工事、工程、建物完工後の維持管理など全般にわたって過失が複合的に作用したことにあるとして、各段階別に関係者らは業務上過失致死傷罪の共同正犯⁽⁴⁾とし

(4) 韓国の大法院は「1962年3月29日4294宣告형상(ヒョンサン)598号判決」で初めて過失犯の共同正犯を認め、その後も多数の事案で同じく認めている。同事案を簡単に紹介すると次の通りである。

(事実関係) 運転手と荷主が薪の搬出証なしにトラックに薪を大量に積載して走行途中の夜11時頃検問所に至った。そこで検問担当の警察官が停車の合図をしたので、運転手が徐行しながら停車措置を取ろうとしたが、側にいた荷主が「そのまま行こう」と言ったので、運転手は急にスピードを上げて走った。するとちょうど右側に近付いて検問をしようとしていた警察官が右側車窓に結ばれていた毛布裾をつかんでぶら下がったが、墜落して死亡した。

(判示内容) 刑法第30条が規定する「共同して罪を犯した時」の「罪」というのは、故意犯、過失犯を問わずに適用されると解釈しなければならない。したがって共同正犯の主観的要件である共同の意思も故意を共同で持つ意思に限らず、故意行為であれ、過失行為であれ、その行為を共同にする意思をもって

で処罰された。また、公務員らは賄賂を受受してから虚偽公文書を作成するなどの方法で設計変更などを承認したという理由で賄賂関連犯罪や虚偽公文書の作成などの罪名で処罰された。

(c) 判示内容（三豊百貨店の会長である被告人部分に限定）

被告人は三豊建設の代表取締役を兼ねた三豊百貨店の会長としてデパート建物の新築工事及び維持管理に関する業務を統括していた者である。被告人は当初ショッピングセンターを建設する建築計画を立てて工事を始めたが、途中でデパートの建設のために事業計画を変更した。その場合、被告人は構造計算と設計を総合的に考慮して、建物の安全性に関する検討をした上で体系的な施工をしなければならないし、建物構造の安全に影響を及ぼさないようにしなければならない。そして、建物を維持管理していた事件の当日、三豊建設の職員らから現場の割れ目の進行状況について報告を受けて、その割れ目の深刻さを確認したのであるから、案内放送などを通じて、デパート内にいる顧客や従業員らを安全に避難させて人命被害を防止するなどの措置を取らなければならない業務上の注意義務がある。それにもかかわらず被告人は上記の義務を怠って人命被害を発生させたのであるから、業務上の注意義務違反による過失致死傷罪が成立する。

(d) 判例評釈⁽⁵⁾

建築主である被告人は、監督義務違反を理由に刑事処罰を受けるのが適切であり、この判例は以後の判例にも相当な影響を及ぼすように見える。とくに事故発生前に、崩壊した建物の事務室で社長など取締役らが参加して緊急対策会議まで開催しており、その会議で専門家たちから「重大な危険があるから顧客と従業員らの避難が必要である」という意見を聞いたものの、これを受け入れなかった点に対しては、「危険物と事業活動に対する支配」による直接的な支配行為者として、第1次的な監督責任があると言わざるを得ない。

いるのであればそれで十分だと解釈しなければならない。2人以上の者がある過失行為をお互いの意思連絡の下で行って、犯罪に当たる結果を発生させた場合、過失犯の共同正犯が成立することになる。本事案では、事故の原因は警察官の検問に応じないでトラックを疾走させた点であり、被告人（荷主）は原審共同被告人（運転手）とお互いに意思を連絡して警察官の検問に応じないでトラックを疾走させた事実が十分に認められる。したがって被告人は過失致死罪の共同正犯になると判断する。

- (5) 이종원 (イ・ジョンウォン, 成均館大学大学院) 『刑法上の監督責任に関する研究』。

また、この事案では、構造計算担当者、設計及び監理（監督・監理）担当者、工事課長、現場所長なども処罰された。つまり、構造計算担当者は用途変更において構造計算を設計図面に反映する措置を取らなかった義務違反があり、設計及び監理担当者は基礎工事の時から建物完工の時まで適切な工事監理を適切に行わなかった責任があるし、工事課長および現場所長は施工に参加する人たちを十分に指揮監督しなかった責任があるとして刑事処罰されたのである。

(e) この事件が韓国社会にもたらした影響

この事故がきっかけとなって建物に対する安全評価が忠実に実施されることになった上、人命の緊急救助救難体系の問題点が露見して119中央救助隊がソウル、釜山、光州に設置された。また、1995年7月18日には、この事件が直接的なきっかけになって人為災難に関する総合的な法である「災難管理法」が制定された。また、学界では、監督者の刑事責任論、手抜き工事をもたらしやすい建築行政の問題点、製造物や公共施設の危険と関係する消費者刑法などの様々な課題に関して多角的な論議が行われるようになった。

(2) 「ウアンム商街アパート崩壊事件（1994年3月22日大法院94도（ド）35判決）」

この事件は、清州市ウアンム商街アパートが設計上の問題点と不実施工が原因でコンクリートの圧縮強度などの安全性が大きく低下していたところに、同所で火事が発生して柱1本以上が崩れてしまった結果、5階の建物が完全に崩壊して28人が死亡、48人が負傷した事案である。

検察官は、建設会社の共同代表取締役を兼ねた建築主である被告人を、同社の専務、建築士らと共に業務上過失致死傷罪の共同正犯⁽⁶⁾として起訴した。

法院は、建設会社の共同代表取締役である被告人に対し、ソウルに居住しながら具体的な仕事は同じ共同代表取締役であるAに任せ、必要な時に随時工事現場に立ち寄って新築工事が進行される状況を確認するのに過ぎなかったと

(6) この事案についても韓国の大法院は、「刑法第30条所定の『人以上の者が共同して罪を犯した時』の『罪』には故意犯だけではなく過失犯も含むと解釈しなければならない。この事件で、被告人らは各自が協力して同建物を安全かつ堅固に新築しなければならぬ注意義務があり、お互いに意思を連絡して同建物を新築したから、被告人らには刑法第30条所定の共同正犯の関係が成り立つ」と判断した。

しても、被告人がAと共同して、この建物の新築工事を建設業免許を有し、専門的な技術を取り揃えた建設業者に依頼しないまま、工事費などを節減するために同社が直接施工することに決めたことが、この建物工事の不実に施行された最大の原因になったばかりでなく、建設業免許も有さず、建設技術者としての資格もない工事業者らが不実に施工するはずだという点を容易に予見できたのにもかかわらず、積極的に工事監督体制を強化するとか、不実工事を防止するための適切な措置を取らないまま放置して、むしろ当初は地上3階の設計計画であったところを地上5階に設計変更し、地上4階の一部工事を直接依頼するなどして工事に関与してきたことが認められることから、被告人にこの建物の不実工事に対する責任がないとはいえないと判断した。

2. 業務上過失致死罪を否定した事例

「消防法違反，建築法違反，業務上過失致死傷等事件（大法院 1986年7月22日 宣告 85도（ド）108判決）」

ホテルを経営する株式会社において代表取締役が別にいた上、さらに同会社の実質的な責任者として業務の全般を統べる専務の下に常務，マネージャー，管理部長，営業部長などの役職を設けて各所管業務を分担処理するようにする一方，消防法所定の防火管理者まで選定して行政庁に届け出て，同人に対して消防の訓練及び火気の使用または取り扱いに関する指導監督などをするように講じていた場合には，同会社の業務に全く関与していなかったいわゆる会長には，同会社の職員たちに対する一般的，抽象的指揮監督の責任はあったとしても，同ホテル従業員の不注意とホテル構造上の欠陥により発生，拡大した火事に対する具体的，直接的な注意義務はないと言うほかない。

3. 検討

以上のように韓国の法院は，企業活動によって発生した死亡の結果に関して法人自体ではなく，法人の代表取締役などの自然人に対して刑法上の業務上過失致死傷罪の成立を認めている。そして，法人の代表取締役の刑事責任を認めるためには注意義務の違反，つまり企業の活動の過程で人の生命や身体を侵害しないために守らなければならない注意義務の違反があるかどうかを判断した上，これを認めることができる場合に限って刑事責任を肯定している。その業務上注意義務の内容は建築法，消防法などの個別な行政法の規定を根拠にする傾向を見せている。

III 行政刑法犯に関する事業主の刑事責任

1. 両罰規定についての学説⁽⁷⁾

従来法人の刑事責任に関する韓国の法律の規定形式は大きく三つに分けられた。第一は、法人が従業員の業務執行に対する選任監督において怠慢があった時の過失責任だと明文化している場合、第二は、法人が従業員の違反行為を分かっているながらも必要な措置をしないと違反行為を教唆した場合に共に処罰すると規定している場合、第三は、従来大多数の両罰規定が取っていた形式であり、いかなる条件や免責事由もなしに行為者と共に法人も処罰すると規定していた場合である。第一と第二の場合はその法的性格が過失責任にあるという点が明らかである。しかし、第三の場合に関しては、従来学説上、次のような見解がみられた。

A. 無過失責任説

この説は法人の犯罪能力を否認する立場からの理論であり、両罰規定を責任原則の例外として他人の行為に対して代わりに責任を負う「代位責任あるいは転嫁責任」であるととらえている。

(問題点) 刑法上無過失行為を処罰できるのか、民法や行政法上は認められる「代位責任や転嫁責任」が刑法においても認められるかなどの疑問が残る。そして、임웅 (イムウン) 教授の指摘⁽⁸⁾の通り、関税法第281条の両罰規定⁽⁹⁾は法人の過失を前提にして法人に挙証責任を転換しているのに無過

(7) この部分は조국 (チョウ・クク, ソウル大学校法学研究所)「法人の刑事責任と両罰規定の法的性格」法学48巻3号(144号)をまとめて翻訳し、紹介するものである。

(8) 임웅 (イムウン)『刑法総論』(改正版, 2002年) 80頁。

(9) 関税法 第280条と第281条は2008年12月26日に法律改正によって削除されたが、改正以前の条文は次の通りである。

第280条 (法人処罰) 法人の役員・職員または使用人が法人の業務に関してこの法に規定された罰則に違反する行為をした場合にはその行為者を処罰する外に法人も処罰する。

第281条 (免責) ①第279条の場合、本人が違反行為を防止する方法がなかったことを証明する時には処罰しない。②第280条の場合、法人の業務を執行する役員・職員または使用人に対して第1項の規定による証明がある時にはその法人を処罰しない。

失責任説はこの規定を解釈できないという限界がある。

B. 過失責任説

法人処罰の根拠は、A 説のいうような代位責任ではなく、法人自体の犯罪行為による「自己責任」であるという見解である。この説の内部で、さらに、(a) 法人の処罰根拠は被傭者に対する法人の選任監督上の過失だが、その過失は推定されるという「過失推定説」と、(b) 法人は被傭者の選任監督に対する注意義務を違反したから責任を負うという「真正過失責任説」に分けられている。

(問題点) とくに、「過失推定説」に対して、同説は法人の過失に対する立証困難を解決するために提案された理論だが、举证責任に対する刑事訴訟法の原則を明文の根拠なしに逆転させるのは不当であるといえる（この点で関税法第281条の態度は見直されなければならない）。

C. 不作為責任説

業務活動の支配管理者である法人は、常に従業員の危険発生と結果発生の原因を防止しなければならない保証人的な地位にあるとして、法人の処罰根拠は法人の管理監督義務違反にあり、この不作為による犯行に処罰の根拠があるという見解である。

(問題点) 論理的には、この理論が故意責任と過失責任をすべて包括するものであり妥当であるが、B の (b) の「真正過失責任説」の意味が法人に過失がある場合のみ処罰するというのではなくて、故意不作為の場合も当然処罰されるという意味であれば、「真正過失責任説」と「不作為責任説」に相違はないものと思われる。

2. 両罰規定に関する憲法裁判所の違憲決定

韓国の憲法裁判所⁽¹⁰⁾は違憲法律審判を通して法律の違憲可否を審判する。

(10) 憲法裁判所は1988年にできた憲法判断機関である。憲法裁判所で取り扱う事件は次のようなものがある。憲法裁判所のホームページ、<http://www.ccourt.go.kr/> を参照。

①違憲法律審判：法律が憲法に違反するかどうかを審査して、憲法に違反すると判断した場合にはその法律の効力を失うか係争事件に適用できないように決定する審判。

②弾劾審判：刑罰または通常の懲戒手続きでは処罰しにくい高位公務員や特殊な職位にある公務員が担当の職務に関連して憲法や法律に反する行為をした場合、それに対する訴追を通じてその公務員を裁判で罷免するとか公職を退くよ

具体的に見ると、法院は係属中の具体的な裁判事件において、その事件に適用される法律が違憲なのか否かが問題になる場合、職権により、あるいは訴訟当事者の申立てを受け入れて、法律の違憲可否を審判するよう憲法裁判所に訴え（違憲法律審判提請）、憲法裁判所がその法律の違憲判断を行うところ、これを違憲法律審判と呼ぶ。

以下で両罰規定に関する違憲法律審判の主な内容を見る。

（１）「保健犯罪取り締まりについての特別措置法第 6 条違憲提請

（2007年11月29日2005헌가（ホンガ）10）」

（a）事件の概要

- ① 被告人 A 及び B は、2004年12月29日ソウル西部地方法院に「保健犯罪取り締まりについての特別措置法違反（不正医療業者）」により起訴された（004고단（ゴダン）3102）。
- ② その公訴事実の要旨は、被告人 B に対しては、同人は「A が運営する C 技工所の職員として歯科医者免許なしに同技工所において2004年10月15日頃から同年10月17日頃までの間、7 人の患者に歯科治療を行い、その対価として合計320万ウォンを受領して無免許歯科医療行為を業とした」というものであり、被告人 A に対しては、同人は「C 技工所を運営するにあたり、その使用人である B が上記犯罪事実のように歯科医療行為を業とした」というものであった。
- ③ この事件の第 1 審は、被告人 B に対しては、懲役 1 年 6 月及び罰金100万ウォン、執行猶予 3 年の判決を宣告して、その判決は確定した。一方、被告人 A に対しては、B の歯科医療行為が客観的外形上歯科技工業務の範

うに決定する審判。

③政党解散審判：ある政党の目的や活動が憲法が定める民主的基本秩序に反する場合、その政党を解散すべきかを決める審判。

④権限争議審判：国家機関の相互間や地方自治体の相互間、または国家機関と地方自治体の間に権限が誰にあるのか、あるいは権限がどこまで及ぶかに関して争いが生ずる場合、これを解決する審判。

⑤憲法訴願審判：国家権力が憲法上保障された国民の基本権を侵害する場合に、基本権が侵害された国民が憲法裁判所に対して自分の基本権を侵害する国家権力の行為が憲法違反に当たるかどうかを判断してその行為の效力を否定するよう要請する審判（ただし、行政訴訟対象である行政処分、法院の裁判は対象から除かれる）。

囲に含まれないという理由で無罪判決を宣告したため、その無罪判決に対して検察側が控訴した。

- ④ 第2審法院は訴訟係属中の2005年6月16日、職権により「保健犯罪取り締まりについての特別措置法」第6条の両罰規定中、「個人である事業主に関して罰金刑の他に無期または2年以上の懲役刑まで賦課するようにした規定⁽¹¹⁾」が責任と刑罰の間の比例性の原則に違反するか否かの違憲可否の審判を提請した。

(b) 憲法裁判所の判示内容

- ① 従業員の違反行為に対して両罰条項として個人である営業主にも同じく無期または2年以上の懲役刑の法定刑で処罰するように規定している「保健犯罪取り締まりについての特別措置法」第6条に対して、憲法裁判所の全員裁判部は、8：1の意見で違憲決定をした。
- ② 違憲意見は、営業主自身に非難に値する行為があったか否かを全く問わずに、従業員の犯罪行為があれば自動的に営業主も同じく処罰するように規定している本条項は、法定刑について判断するまでもなく、他人の犯罪に対してその責任の有無を問わずに直ちに刑罰を賦課するものであり、刑事法の基本原理である責任主義に反するので結局法治国の原理と憲法第10条の趣旨に違反するという意見と、刑罰を賦課する法律条項が正当化されるためには犯罪に対する責任が認められなければならない、また、その法定刑も責任の程度に比例するように規定されなければならないのに、本特別措置法第6条は従業員の犯罪行為に対して何らの責任もない営業主に対してまで処罰する可能性があるだけでなく、責任の程度に比して重すぎる法定刑を規定することにより刑罰に関する責任原理にも反するという意見があった。

(c) 本憲法裁判所違憲決定が及ぼした影響

本憲法裁判所の決定が出された後、法務部は次のように法律改正の方針を明らかにした⁽¹²⁾。

(11) 保健犯罪取り締まりについての特別措置法第6条は、「法人の代表者または法人や人の代理人、使用人その他の従業員がその法人または人の業務に関して第2条ないし第5条の違反行為をした場合には行為者を処罰するほか、その法人または人に対しても各本条の例によって処罰する」と規定しているが、「裁判の前提性」という違憲法律審判の要件と係わって審判対象が限定された。

(12) 法律新聞2008. 7. 28. 参照。

① 両罰規定にも責任主義が適用されるという点を明確にすること

392本の法律に規定されている両罰規定には、「但し、法人がその従業員などの違反行為を防止するために相当な注意と監督を怠らなかった場合はこの限りでない（免責されるという意味）」という趣旨の但書を新たに付加する。

② 処罰水準の合理化

両罰規定の中で懲役刑を規定している関税法など15本の法律については、懲役刑を廃止して罰金刑だけ適用するようにする。法人事業主には懲役刑を賦課することができないのに、選任・監督上過失があるだけの自然人事業主に懲役刑まで賦課することは重すぎると判断されることによる。

③ 両罰責任の範囲限定

従業員の違反行為の範囲に制限がない7本の法律については、企業や営業主が両罰責任を負わなければならない従業員の行為を「業務に関する」違反行為に限定する明文を置く。

以上のように、本憲法裁判所の決定は両罰規定についても刑罰の責任主義が貫徹されなければならないという点を明確にし、その後の法律改正に多大な影響を与えたという点で非常に大きい意味を持つ。しかし、本憲法裁判所の決定の審判対象になったのは、(a) ④の場合に限られていたという点では限界があった。

(2) 「医療法91条1項違憲提請（憲法裁判所2009年7月30日宣告2008헌가(ホンガ) 16全員裁判部)」

(a) 事件の概要

- ① 被告医療法人 A 病院は、保健医療に関する研究開発などを目的に設立された医療法人である。A 病院は、2007年8月22日の午後2時頃、同病院の健康検診センター事務室で同病院健康管理課の職員である金が医療関係者ではないにもかかわらず、小学校4年生の19人に対して口腔検診を実施し、学生口腔検診記録誌の総合所見欄に「良好」、「概して良好」などと記録するなどの医療行為をしたという公訴事実により、職員の金とともに医療法違反に起訴され、2008年5月2日春川地方法院江陵支院から罰金刑の略式命令を受けた。A 病院はこれを不服として正式裁判を請求した（春川地方法院江陵支院2008고정(ゴジョン) 37)。

- ② 担当裁判部は訴訟係属中の2008年6月23日、職権により医療法91条1項の

「法人の代理人、使用人、その他の従業員が87条による違反行為をした場合にはその法人に対しても本条の罰金刑を科する」という部分が責任主義に反して憲法に違反する否かの違憲可否の審判を提請した。

(b) 憲法裁判所の判示内容

憲法裁判所は次のような理由で審判提請の対象規定に対して違憲決定をした。

- ① 一般的に、刑事責任は「行為者が合法を決意して行動することができたにもかかわらず不法を決意して行動した」という意思形成に対する倫理的非難」を意味する。このような伝統的責任概念は自然人を前提にするものなので、「責任なければ刑罰なし」という責任主義の原則が、直ちに法的に人格が付与された法人にもそのまま適用されるかについては疑問が生ずる。
- ② 刑事責任は純粋な倫理的非難ではなく、国家規範の侵害に対する法的な責任であるので、自然人における責任概念を法人の責任に対しても同様に適用する必要はないが、法人の行為はこれを代表する自然人である代表機関の意思決定による行為によって実現するので、自然人である代表機関の意思決定及び行為によって法人の責任の有無を判断することができないわけでもない。そして刑罰権は国家が持っている最も強力な制裁手段であるので、刑罰権は重要な社会価値を保護するための最終手段として使わなければならない。立法者が法人の特定の反社会的活動に対する対応策として最も強力な制裁手段である刑罰を選択した以上、その適用においては刑罰に関する憲法上の原則、すなわち法治主義と罪刑法定主義から導出される責任主義の原則が遵守されなければならない。結局、法人の場合も、自然人と同じく「責任なければ刑罰なし」という責任主義の原則が適用されるのが妥当である。
- ③ 本条項は、両罰規定として、従業員などの特定の犯罪行為があれば、法人がそのような従業員などの犯罪に対してどのような過ちがあるかどうかを全く問わずに、直ちに事業主である法人に従業員と共に罰金刑を科するように規定している。すなわち、本条項は、法人である事業主が雇った従業員などが無免許医療行為をした場合に、そのような従業員などの犯罪行為に対して法人に非難に値する行為があったのか否か、例えば、従業員などの犯罪行為を指示したか否かや、その犯罪行為に実質的に関与したか否か、あるいは事業主の業務に関する従業員などの行為を指導監督するのを

怠ったか否かは全く問わずに、従業員などの犯罪行為があれば自動的に営業主である法人も処罰するように規定している。

- ④ 他方、本条項を「事業主が従業員などに対する選任・監督上の注意義務に違反した過失やその他事業主に帰責事由がある場合にだけ処罰するように規定した」と解釈することにより、責任主義に合致するように合憲的に解釈できるかどうかが問題になるが、合憲的解釈はあくまでも法律条項の文言と目的に照らして可能な範囲で解釈を行うことを前提にするものなので、上記のような合憲的解釈は文言上可能な範囲を越す解釈として許容されなければならない。
- ⑤ 以上のように、本条項は、法人が従業員などの違反行為との関係で選任・監督上の注意義務を果たして何らの過ちがない場合までも法人に刑罰を賦課するとし解釈せざるを得ないので、刑罰に関する責任主義に反するとせざるを得ない。

(c) 本憲法裁判所決定の意味

憲法裁判所は、同日、同じ形式で規定された他の5本の法律に対しても同じ理由で違憲決定を下した⁽¹³⁾。このような憲法裁判所の一連の決定によって、法人に対する両罰規定にも刑法の責任主義の原則が適用されるという点が一般的に認められるようになった。

IV 結論

以上で検討したように、韓国では法人の犯罪能力及び刑事責任に関する明文の規定を置かない自然犯、とくに業務上過失致死傷罪に関しては法人の代表取締役などを処罰するが、そのためには個別の関連法律に定めた業務上注意義務の違反が認められる場合に限るから、その意味では責任主義が適用されている。他方、両罰規定に関しても責任主義に反する法律条項は、法院の違憲審判提請を受け入れた憲法裁判所が積極的に違憲決定をすることにより、責任主義を貫徹する流れを形成した。

したがって、冒頭の釜山射撃場事件において、法院が、「実弾射撃をする室

(13) 憲法裁判所2009. 7. 30. 2008헌가 (ホンガ) 10, 憲法裁判所2009. 7. 30. 2008헌가 (ホンガ) 14, 憲法裁判所2009. 7. 30. 2008헌가 (ホンガ) 17, 憲法裁判所2009. 7. 30. 2008헌가 (ホンガ) 18, 憲法裁判所2009. 7. 30. 2008헌가 (ホンガ) 24参照。

内射撃場を運営する法人の代表者及び管理者として、高度の危険性が随伴する業務に携わる被告人らとしては、自己の営業的利益のみならず、顧客など施設利用者らの生命や身体に対する危険を防止するために最大限の安全措置を講ずる義務があるにもかかわらず、残留火薬を含めた引火性物質を放置しておいたなど」を理由として、過失があったとして業務上過失致死傷罪の成立を認めたのは、法人及び個人事業主の刑事責任に関する実務の流れに照らして妥当な判決だと思われる。